

情 報 公 開 制 度

I 情報公開制度の運用状況

1 行政文書公開請求制度の利用状況

請求者数は1,951人（前年度1,783人、前年度比9.4%増）、決定件数（行政文書公開請求に対して決定された文書の件数）は12,382件（前年度7,571件、前年度比63.5%増）でした。決定件数のうち、全部を公開した割合は17.4%、一部を公開した割合は80.4%、非公開とした割合は2.3%となりました（表1）。

（表1）行政文書公開請求制度の利用状況

年度	請求者数 (人)	決定件数 (件)			合計 (件)
		公開	一部公開	非公開	
令和元年度	1,783	2,130 (28.1%)	5,167 (68.2%)	274 (3.6%)	7,571 (100%)
令和2年度	1,951	2,150 (17.4%)	9,949 (80.4%)	283 (2.3%)	12,382 (100%)

（備考1） 令和2年度の非公開283件のうち、2件は全部非公開、266件は文書不存在、11件は存否応答拒否、4件は却下によるものでした。

（備考2） 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはなりません。以下同様とします。

（備考3） 令和2年度の請求人数には、取下げ19人を含みます。

2 主な内容

決定件数の多い主な行政文書は（表2）のとおりでした。

（表2）決定件数の多い行政文書（上位5項目）

令和2年度	令和元年度
① 医療法人の財務関係書類（4,533件）	① 学校法人の財務関係書類（2,326件）
② 県発注工事の設計書等（1,090件）	② 県発注工事の設計書等（824件）
③ 学校法人の財務関係書類（908件）	③ 知事日程表等（612件）
④ 警察職員の懲戒等関係文書（666件）	④ 県立学校の校則等（424件）
⑤ 公有地の売却に関する文書（541件）	⑤ 通行禁止道路通行許可申請書（344件）

3 各実施機関別決定件数

決定件数を実施機関別にみると、知事の8,788件が最も多く、次いで警察本部長の2,545件となりました（表3）。

（表3）各実施機関別決定件数

（単位：件）

実施機関名	令和2年度	令和元年度	対前年度
知事	8,788	5,204	3,584
公営企業管理者	40	16	24
議会	20	220	△200
教育委員会	347	825	△478
人事委員会	4	2	2
監査委員	19	3	16
労働委員会	3	0	3
選挙管理委員会	257	222	35
収用委員会	0	7	△7
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	3	4	△1
警察本部長	2,545	1,060	1,485
病院機構	353	8	345
産業技術総合研究所	3	0	3
保健福祉大学	0	0	±0
合計	12,382	7,571	4,811

4 第三者情報を含む行政文書の決定件数

実施機関以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えることができます。なお、公益上の理由による裁量的公開を行う場合等、一定の場合には、意見書を提出する機会を与えることを義務付けています。

そして、調査を行った第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に通知することとしています。

令和2年度の第三者情報を含む行政文書の決定件数は9,829件で、全体の79.4%を占めました。このうち、条例第12条の規定に基づき、意見書を提出する機会を与えたものは283件、更にそのうち、通知を行ったものは101件でした（表4）。

（表4）第三者情報を含む行政文書の決定件数

（単位：件）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第三者情報の件数	6,582	5,346	4,424	5,316	9,829
調査件数	82	45	83	500	283
通知件数	19	11	37	393	101

5 請求に対する処理状況

(表5) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位: 件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一 部 公 開	非公開 (却下を 含む)	左の件数内数				
				全部 非公開	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	却 下	
昭 和 58 年度	212	44	12	6			6	268
59 年度	359	73	24	24			—	456
60 年度	390	86	8	8			—	484
61 年度	1,212	70	25	25			—	1,307
62 年度	248	121	114	114			—	483
63 年度	370	160	236	236			—	766
平 成 元 年 度	401	58	23	23			—	482
2 年 度	2,751	214	90	90			—	3,055
3 年 度	918	191	99	99			—	1,208
4 年 度	2,956	443	17	17			—	3,416
5 年 度	906	353	35	35			—	1,294
6 年 度	965	860	16	16			—	1,841
7 年 度	848	9,464	180	180			—	10,492
8 年 度	3,244	2,141	226	226			—	5,611
9 年 度	3,208	2,983	90	90			—	6,281
10 年 度	3,936	1,823	64	64			—	5,823
11 年 度	1,629	1,157	403	403			—	3,189
12 年 度	2,376	3,927	220	48	163	3	6	6,523
13 年 度	1,079	3,558	171	12	152	3	4	4,808
14 年 度	2,086	3,698	473	9	459	3	2	6,257
15 年 度	2,652	2,260	437	108	318	3	8	5,349
16 年 度	4,061	2,602	290	48	225	4	13	6,953
17 年 度	14,296	8,004	446	23	415	5	3	22,746
18 年 度	11,696	3,557	396	27	364	5	—	15,649
19 年 度	9,529	10,431	1,153	10	785	356	2	21,113
20 年 度	10,414	3,707	247	14	231	2	—	14,368
21 年 度	11,479	3,557	220	10	197	8	5	15,256
22 年 度	3,268	4,247	180	6	157	11	6	7,695
23 年 度	2,210	4,546	155	2	139	11	3	6,911
24 年 度	2,316	3,226	202	8	188	6	—	5,744
25 年 度	2,845	5,388	330	10	238	4	78	8,563
26 年 度	2,150	4,136	388	15	358	14	1	6,674
27 年 度	1,610	5,486	207	9	188	10	—	7,303
28 年 度	1,869	7,081	301	4	269	17	11	9,251
29 年 度	2,576	5,721	261	4	245	11	1	8,558
30 年 度	1,280	4,381	243	7	218	16	2	5,904
令 和 元 年 度	2,130	5,167	274	5	251	14	4	7,571
2 年 度	2,150	9,949	283	2	266	11	4	12,382

(備考) 全部非公開、不存在、存否応答拒否及び却下の件数は、非公開件数の内数です。

6 諾否決定に対する審査請求

令和2年度は、諾否決定に対する審査請求に係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、17件ありました。

審査会では「Ⅱ 情報公開審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに審査請求があり、審議中であった案件を含め13件について答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが11件、原処分の一部を妥当でないとするものが2件ありました(表6)。

令和元年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.4回、諮問から答申までの平均日数は513.9日でしたが、令和2年度に答申があった案件については、平均審議回数は3.6回、諮問から答申までの平均日数は709.8日となりました。

(表6) 令和2年度 審査請求の処理状況 (令和3年3月31日現在)

(単位:件)

年度	審議状況			処理状況					
		前年度からの継続審議	当該年度受理(諮問)	情報公開審査会からの答申(※)			取下げ	審議中	
				○	△	×			
令和元年度	67	50	17	30	17	11	2	2	35
令和2年度	52	35	17	13	11	2	0	0	39
対前年度	△15	△15	0	△17	△6	△9	△2	△2	4

※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表7) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教育委員会	H16.2.20	H16.3.25					(中断)
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知事	H16.5.25	H16.6.2					(中断)
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H16.5.18	H16.6.18					(中断)
785	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その1)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.13					(審議中)
787	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その3)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.14	R2.9.30	749	○	R2.10.14	答申どおり(棄却)
789	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その5)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.14	R2.10.28	752	○	R2.11.11	答申どおり(棄却)
790	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その6)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.15	R2.6.10	746	○	R2.6.24	答申どおり(棄却)
792	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その8)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.15	R3.3.10	756	○	R3.3.24	答申どおり(棄却)
794	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その10)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16					(審議中)
797	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その13)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.19	R2.12.2	753	○	R2.12.16	答申どおり(棄却)
798	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その14)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.20	R2.9.30	750	○	R2.10.15	答申どおり(棄却)
799	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その15)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.20					(審議中)
801	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その17)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21					(審議中)
825	特定事件に関する文書一部非公開の件(その46)	知事	H30.3.26	H30.6.22					(審議中)
828	特定事件に関する文書一部非公開の件(その47)	知事	H29.10.18	H30.10.19					(審議中)
832	特定会議における特定議案検証可能文書一部非公開の件	知事	H30.12.3	H31.1.11	R2.5.28	745	○	R2.6.4	答申どおり(棄却)
833	特定事件に関する文書一部非公開の件(その48)	知事	H31.1.21	H31.2.19					(審議中)
834	特定指定管理者に関する人件費等に係る文書一部非公開の件	知事	H30.12.21	H31.2.25	R3.2.3	755	○	R3.2.17	答申どおり(棄却)
836	特定事件に関する文書一部非公開の件(その49)	知事	H31.2.18	H31.3.22					(審議中)
837	特定業務に関する会議資料一部非公開の件	知事	H31.3.1	H31.4.4	R2.9.17	748	△	R2.11.16	答申どおり(一部認容)
838	特定事件に関する文書一部非公開の件(その50)	知事	H31.3.18	H31.4.19					(審議中)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
839	特定事件に関する文書一部非公開の件(その51)	知事	R1.5.20	R1.7.5	(審議中)				
840	特定委員会に関する会議等に係る文書一部非公開の件	知事	R1.6.4	R1.7.12	R3.3.31	757	△		
841	特定事件に関する文書一部非公開の件(その52)	知事	R1.7.2	R1.9.9	(審議中)				
842	特定事件に関する警察取扱文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R1.7.18	R1.9.4	R2.9.16	747	○	R2.9.30	答申どおり(棄却)
843	特定事件に関する文書一部非公開の件(その53)	知事	H30.3.25	R1.10.3	(審議中)				
845	特定事件に関する文書一部非公開の件(その54)	知事	R1.9.30	R1.11.11	(審議中)				
846	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	(審議中)				
847	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	H30.3.20	R2.2.3	(審議中)				
848	特定事業に関する要請に係る文書不存在の件	知事	R1.12.4	R2.2.4	R2.10.16	751	○	R2.11.2	答申どおり(棄却)
849	特定新駅等に関する協定書一部非公開の件	知事	R1.12.16	R2.2.14	R3.1.8	754	○	R3.1.22	答申どおり(棄却)
850	特定審査会の録音データ等一部非公開の件	知事	R2.1.7	R2.2.19	(審議中)				
851	施術所開設届等一部非公開の件	知事	R1.12.26	R2.2.28	(審議中)				
852	特定工事の工事費内訳に係る文書不存在の件	知事	R2.2.3	R2.3.5	(審議中)				
853	がけ崩れに関する起案文書等一部非公開の件	知事	R2.2.21	R2.3.24	(審議中)				
854	特定事件に関する文書一部非公開の件(その55)	知事	R2.1.7	R2.4.3	(審議中)				
855	特定事件に関する文書一部非公開の件(その56)	知事	R2.1.17	R2.4.8	(審議中)				
856	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件	知事	R2.1.14	R2.5.7	(審議中)				
857	特定建築物の工事施工業者等に関する文書非公開の件	知事	R2.3.25	R2.5.13	(審議中)				
858	特定地番の土地に係る図面等一部非公開の件	知事	R2.1.14	R2.6.2	(審議中)				
859	特定事件に関する文書一部非公開の件(その57)	知事	H31.2.8	R2.7.16	(審議中)				
860	ハードディスクに関する文書非公開の件	知事	R2.4.1	R2.8.17	(審議中)				
861	顛末報告書等一部非公開の件	知事	R2.6.26	R2.8.24	(審議中)				
862	特定建築物に関する文書一部非公開の件	知事	R2.5.28	R2.8.27	(審議中)				
863	特定診療に係る文書一部非公開の件	病院機構	R2.5.7	R2.8.28	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
864	道路使用許可申請書一部非公開の件	公安委員会	R2.7.7	R2.9.2					(審議中)
865	特定医師の出勤簿一部非公開の件	病院機構	R2.6.1	R2.9.30					(審議中)
866	特定事業に係る文書一部非公開の件	知事	R2.8.4	R2.10.27					(審議中)
867	教員採用選考試験選考基準等文書一部非公開の件	教育委員会	R2.9.23	R2.12.2					(審議中)
868	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	R2.9.29	R3.1.12					(審議中)
869	特定事業に係る内部意思決定文書公開拒否の件	知事	R2.12.4	R3.2.10					(審議中)
870	元警察職員の特定企業への再就職状況に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R2.12.7	R3.2.25					(審議中)

(備考1) 令和2年度中に諮問された案件、答申・裁決等がなされた案件及び中断中の案件を記載しています。

(備考2) 諮問第278号、第284号及び第287号については、審査請求人からの申出により審議が中断されています。

7 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 30 団体においても、各団体が規程を定めて情報公開制度を運用しています（表 8）。令和 2 年度は、6 団体において、6 件の公開申出に対して決定を行いました（表 9）。

また、指定管理者は、条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、令和 2 年度は、2 団体において、2 件の公開申出に対して決定を行いました（表 10）。

（表 8）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（令和 3 年 3 月 31 日現在）

(株) 湘南国際村協会 (公財) 神奈川文学振興会 (公財) 神奈川芸術文化財団 (公財) かながわ国際交流財団 (公財) 地球環境戦略研究機関 (公財) かながわ海岸美化財団 (公財) かながわトラストみどり財団 (公社) 神奈川県農業公社 (社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団 (公財) かながわ健康財団 (公財) 神奈川産業振興センター 神奈川県道路公社 (公財) 神奈川県下水道公社 神奈川県住宅供給公社 (公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 (一財) 神奈川県厚生福利振興会 (公財) 神奈川県スポーツ協会 三崎マリン(株) (公財) 神奈川県栽培漁業協会 (社福) 神奈川県社会福祉協議会 (株) ケイエスピー (公財) 神奈川県労働福祉協会 (一財) あしがら勤労者いこいの村 (職訓) 神奈川能力開発センター (公財) 神奈川県都市整備技術センター (公財) 神奈川県公園協会 (株) 湘南なぎさパーク (一財) かながわ水・エネルギーサービス (一財) 神奈川県教育福祉振興会
---	--

（表 9）県主導の第三セクター等に対する公開申出の処理状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(公財) 神奈川県下水道公社	1	-	1	-	-
神奈川県住宅供給公社	1	1	-	-	-
(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	1	1	-	-	-
(公財) 神奈川県スポーツ協会	1	-	1	-	-
(社福) 神奈川県社会福祉協議会	1	1	-	-	-
(公財) 神奈川県公園協会	1	-	1	-	-
合 計	6	3	3	-	-

（表 10）指定管理者に対する公開申出の処理状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(株) 東急コミュニティー	1	-	1	-	-
(一社) かながわ土地建物保全協会	1	-	1	-	-
合 計	2	-	2	-	-

II 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る情報や、公開することにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報のように、条例第5条各号に規定する非公開情報のいずれかに該当する情報を除いて、公開しなければならないとされています。

令和2年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて10,232件ありました。諾否決定等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができますが、条例では、審査請求を受けた審査庁は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の процедуруを定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った諾否決定等に対する審査請求についても、条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会には、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用について、実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、当事者に提出を求めた上で、判断を行えるようになっていきます。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

審査請求件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。令和2年度は部会を19回開催し、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件を調査審議の上、審査会として13件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨に鑑み、審査会の答申は最大限尊重することとされており、答申のあった審査請求案件について、審査庁はおおむね答申どおりの裁決を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

令和3年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿崎 環	明治大学教授	
田村 達久	早稲田大学教授	会長職務代理者
常岡 孝好	学習院大学教授	会長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀内 かおる	横浜国立大学教授	

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

情報公開審査会の開催状況（第一部会）

回数	開催年月日	審議内容
第206回	令和2年 6月18日	・諮問第828号、第837号及び第842号について審議した。
第207回	令和2年 7月21日	・諮問第828号及び第837号について審議した。
第208回	令和2年 8月24日	・諮問第828号、第842号及び第849号について審議した。
第209回	令和2年 9月23日	・諮問第828号、第834号、第840号及び第849号について審議した。
第210回	令和2年10月22日	・諮問第828号、第840号及び第849号について審議した。
第211回	令和2年11月26日	・諮問第840号について実施機関の説明を聴取の上審議した。 ・諮問第849号について審議した。
第212回	令和2年12月23日	・諮問第834号、第840号及び第850号について審議した。
第213回	令和3年 1月20日	・諮問第840号について審議した。
第214回	令和3年 2月22日	・諮問第840号及び第850号について審議した。
第215回	令和3年 3月22日	・諮問第840号及び第850号について審議した。

情報公開審査会の開催状況（第二部会）

回数	開催年月日	審議内容
第198回	令和2年 6月24日	・諮問第787号及び第848号について審議した。
第199回	令和2年 7月29日	・諮問第787号、第798号及び第848号について審議した。
第200回	令和2年 8月26日	・諮問第789号、第797号及び第851号について審議した。
第201回	令和2年 9月28日	・諮問第789号及び第797号について審議した。
第202回	令和2年10月28日	・諮問第792号、第797号及び第851号について審議した。
第203回	令和2年11月30日	・諮問第792号及び第851号について審議した。
第204回	令和2年12月21日	・諮問第801号及び第851号について審議した。
第205回	令和3年 1月28日	・諮問第792号、第801号及び第851号について審議した。
第206回	令和3年 3月31日	・諮問第801号及び第851号について審議した。

（備考）部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置付けられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えています。